

7. 消防用設備等

1. 消防用設備等の設置状況

平成 16 年 3 月 31 日現在における防火対象物に対する消防用設備等の設置状況は、統計表第 2 表のとおりである。消防用設備等の不備は火災が起きた場合、大きな災害につながるおそれがあり、平成 13 年 9 月 1 日の新宿歌舞伎町のビル火災において 44 名の尊い命が失われたことは記憶に新しいところである。よって今後とも違反防火対象物の関係者に対して、一層の指導の強化を図っていく必要がある。

2. 消防設備士試験

消防設備士試験制度は、昭和 40 年消防法の改正により、昭和 41 年 10 月 1 日から施行された。本県では昭和 41 年度から昭和 43 年度までは特例試験と一般試験を実施し、昭和 44 年度からは年 1 回一般試験のみを実施し、昭和 60 年度からは、(財)消防試験研究センターに試験実施を委任した。最近 5 年間の受験者数は、平成 11 年度は 740 名、12 年度は 681 名、13 年度は 585 名、14 年度は 647 名、15 年度は 776 名である。

平成 15 年度消防設備士試験実施状況

平成 15 年 9 月 7 日実施

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数(合格率%)
甲種	第 1 類	159	128	35 (27.3%)
	第 2 類	32	28	8 (28.6%)
	第 3 類	27	24	6 (25.0%)
	第 4 類	206	174	63 (36.2%)
	第 5 類	34	31	6 (19.4%)
乙種	第 1 類	46	36	8 (22.2%)
	第 2 類	8	6	3 (50.0%)
	第 3 類	12	9	3 (33.3%)
	第 4 類	120	100	41 (41.0%)
	第 5 類	13	10	5 (50.0%)
	第 6 類	223	192	88 (45.8%)
	第 7 類	49	38	22 (57.9%)
合計		929	776	288 (37.1%)

3. 消防設備士義務講習

消防設備士免状所持者に対する義務講習制度は、昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号により公布された。

これは、消防用設備等に関する技術の進歩が著しく、消防用設備等に関する基準が改正されているため、常に新しい知識や技能を身につけることにより、消防設備士に課せられた任務を完遂することを目的としている。

本県においては、平成 15 年 9 月及び 16 年 2 月に千葉市内で実施し、1,083 名が受講した。

実施状況は次表のとおりである。

講習区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
消火設備	287	8	279
警報設備	481	11	470
避難設備・消火器	339	5	334
計	1,107	24	1,083

〔最近5年間の実施状況〕

年度	区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
平成11年度(11.9 12.2)		1,123	27	1,096
平成12年度(12.9 13.2)		980	18	962
平成13年度(13.9 14.2)		978	22	956
平成14年度(14.9 15.2)		915	17	898
平成15年度(15.9 16.2)		1,107	24	1,083
計		5,103	108	4,995